



Title	「見えない」 貧困と不平等ーその世代的再生産
Author(s)	青木, 紀; AOKI, Osame
Citation	教育福祉研究, 10(1), 39-55
Issue Date	2004-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28370
Type	departmental bulletin paper
File Information	10(1)_P39-55.pdf



「見えない」貧困と不平等—その世代的再生産

青 木 紀

はじめに

出口どころか、なお底も見えないままに続いている未曾有の不況。失業の増大、賃金切り下げ、年金切り下げ、医療費や教育費の増大など、いわゆる生活不安はますます深刻化してきている。中高年の自殺やホームレス問題、あるいはセーフティネットとしての生活保護制度などが、特集記事として新聞などにも大々的に掲載されるなど、ようやく「遠くの貧困」ではなく、「近くの貧困」が語られ始めたかにみえる。だが、どこまで貧困の現実が見えているかといえば、はなはだ心細いようにも思う。

二つの意味において心細いのである。一つは、たとえばホームレスの人々の存在への共感と差別は、たびたび新聞やメディアが取りあげるものの、生活保護受給家族や母子世帯として児童扶養手当を不可欠としている家族などの貧困は、地域社会のメインストリームからはずれ、いわば潜在化されて存在しているがゆえに、現実の規模に比較して、なお一般に目に見えにくいことである。今一つは、本来的にはアドボケート（擁護・代弁）すべき関係者においてさえ、現実の彼らが抱えている生活困難・貧困を Blaming the Victim（犠牲者に責任を転嫁すること）する傾向が強いことである。しかも、加えてここで指摘するとすれば、われわれ一人一人もまた、たとえ貧困が「見えた」にしても、「見てみない振りをする」「見ようとしなない」傾向には相当強いものがあるのではないか、このことも直視する必要がある。かくして、貧困は個人や家族の頑張りで克服されるものであるという神話は、アメリカのみならずわが国においてもきわめてなお根深く、これが社会問題としては

とらえられている（見えている）とは言い難い現実が注目されてくる。なぜ「個人主義」という言葉が好意的に語られないわが国で、貧困問題が社会的でなく、個人主義的な努力課題に安易にすり替わってしまうのだろうか。

しかし「見えにくい」中でも、よく目を凝らして地域社会を見ると、しばしば欧米諸国で議論され、とくにアングロサクソン系諸国のアメリカやイギリスで問題にされているような、貧困が世代的に継続している事実も浮かんでくる。またとくに低所得者層向けの公営住宅においては、似たような家族の一種のコミュニティが形成されてきている。さらに、とくに子どもの成長・発達といった点に注意を払いながら、いわゆる社会階層的な視点で大量観察をすると、そこでは間違いなく親の不利は子どもの不利と関連していることが見えてくる。とすれば、経済的・社会的に不利を負った階層の家族の現実はどうなっているのか。その不利はいかなる形で「再生産」されているのか。報告者の最大の関心はここにある。いわゆる欧米で言われている「貧困の継承」「貧困のサイクル」といった現象への問題関心である

本報告では、貧困の世代的再生産という視点から、現局面における貧困・不平等研究の重要性を述べるとともに、同時に、今日の生活保護「見直し」などに代表される福祉改革論議の特徴を検討する。

1 貧困の世代的再生産と不平等

貧困の再生産と本報告でいう貧困の世代的再生産とは、重なる部分・内容を持ちつつも、異なった概念である⁽¹⁾。

端的に言えば、資本主義の「自由な競争」を仮

定して、仮にある世代が貧困にあっても次の世代がそこから抜け出すこと、あるいはその逆の動きが一般化しているような状態が想定されれば、貧困の世代的再生産という言葉、特別に用意する必要はない。貧困の再生産という言葉ですむかもしれない。

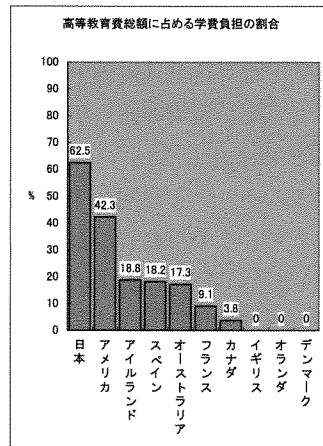
これに対して、貧困の世代的再生産あるいは継承とは、現象的には2世代以上にわたって、社会的に受容できないほどの貧困な生活状態が続くような状況が、ある集団あるいは層として形成されている事実を重視した概念である。そこにある問題意識は、上記の文脈との関連で言えば、貧困という現象が絶えず生まれ、貧困層が存在していたとしても、その貧困層内部の構成が入れ替わり、たとえばミドルクラスとか、それに近い階層との交代が世代的にも流動的であれば、「貧困の世代的再生産」という概念は生じないし、そのことが社会的問題とはならない、ということを含んでいる。言い換えれば、そこには、貧困というある状態から抜け出すのが機能的に困難な場合、社会的不平等や排除のメカニズムが構造化されていること、それがしばしば目に「見えない」形で作用していることが示唆されている。

実際、それが社会的にも問題になっている場合には、さまざまな対策が採られることとなる。その背後には、とくに「機会の平等」といった概念に関わった問題意識が背景にある場合がある。その限りでは、これは主として「豊かな社会」での問題意識でもある。その典型は、先進国ではアメリカの1960年代以降の、いわゆる「積極的差別是正措置」をも含んだ貧困対策の展開に見ることができる。しかし同時に、この問題は社会的に隠されるという特徴もある。それを生み出す要因は、たとえば機会の平等、家族責任、中流意識といったレトリックの蔓延などである。またこれは「豊かな先進国」における問題意識としたが、いわゆる途上国（非先進国）の場合、封建制の残存と関わって、世代的再生産という視点からすれば、それが階層・階級の固定的な再生産構造として「当たり前」でもあり、いわば基本構造となっている

とも言える。

しかしいづれにしても、先進国といわれる国々を対象に見た場合、もしもそこに貧困の世代的再生産という現象が確認され、国によってその現象の質と量に差異があるとすれば、ある構造的な不平等の要因がそこには横たわっていると考えても間違いはないだろう。報告者が持ち続けている、その国の家族と社会福祉・社会保障あるいは教育保障のあり方と関連した関心はこの点に関わっている。この場合、とくに比較福祉国家という視点に注目することが近年の流れであるが、その中でわが国でも紹介されているエスピン・アンデルセンの研究は興味深い示唆をもたらしている。彼の言う、国家・市場・家族というリンクにおける「家族主義」（「家族依存」）の強弱と、福祉国家「レジーム」概念の分類はそのことに関わるし、その問題意識もまた、いわゆる社会的流動性の実現、平等の実現といったことにもある⁽²⁾。もう少し言えば、アンデルセンは南ヨーロッパとともにわが国を、北欧の「脱家族化」の対極にある国として福祉サービス供給体の現状から分類しているが、これに教育サービス供給体の有り様を加えて見ると、先進国の中でも飛び向けて「家族の負担」が重い、すなわち「家族依存」度の高い国が日本ということになる⁽³⁾。（図1）

図1 大学学費の受益者負担率の国際比較（1992年）



注)三輪定宣「“国が教育を重視する”とはどういうことか—欧米と日本の教育費政策の比較から」『賃金と社会保障』No.1225(1998年5月上旬号)より転載。

2 問われてこなかった「貧困の世代的再生産」

一般に、貧困な状態を直接的に生み出しているのは、社会の再生産の主導的メカニズムとしての現代資本主義、市場経済のあり方そのものである。とくに近年では、グローバル化、バブル崩壊後の長期不況の中でのリストラによる失業の増大の影響が大きいことは言うまでもない。しかしここでは、先の問題意識の上に、実際に階層性を帯びた家族の世代的再生産の歴史過程そのものが、概していかに当世代の不利な状態を次世代に継承させていくかといったことにこだわっている。

その含意は、何らかの「結果の平等」の実現はもちろんのこと、むしろそれ以前の「機会の平等」への実質的なアクセスの不平等の問題が、個々人の生活史の中においては「個人の環境としての家族」「社会組織（制度）としての家族」あるいは「家族資本」「家族資源」⁽⁴⁾の強弱を通じて、なおきわめて大きく影響されているのではないかと

いうことと関わっている。

しかし、この家族資源の移転に関しては、さまざまな側面を持つが、とくに経済的な面では税金問題などが絡んでくることによって、また所得階層と関連させたいわゆるクロス・セクショナルな統計が、わが国においては「隠される」ことから（おそらくこの国においてもその傾向はあるが）、きわめて見えにくい状況にある。とはいえ、ある家族世代間の調査研究は、平均して表1のような現状を示している。階層間格差は見えないので限界はあるが、ここからは、たとえば親から子への経済的支援は、有配偶者でさえ男性では45.3%、女性では28.0%が受けていることを明らかにしており、「親子の間」で相当の移転がさまざまな形であることが推測される。いうまでもなくそれはまた、子どもから親への「扶養」「介護」とも結びついている。その点で、いずれもわが国の福祉サービスや教育における「家族依存」の高さを裏付けているのがこの表とも言える。

ところで、このような家族階層間の資源不平等

表1 成人子の配偶関係、性別、年齢別にみた世話の内容

(単位：人、%)

子の配偶関係・性別・年齢	総数	身の回り	出産・孫の世話	病気の世話	悩み事の相談相手	経済的支援	特になし	
未婚	男性	2,011	51.8	0.6	11.8	12.3	29.7	8.2
	24歳以下	964	50.9	0.8	13.4	13.8	40.9	5.6
	25～29歳	646	52.9	0.5	10.8	11.9	22.0	9.6
	30～49歳	401	51.9	0.5	9.7	9.2	15.2	12.2
	女性	1,185	73.1	1.4	18.1	30.5	39.8	8.4
	24歳以下	677	72.7	0.9	18.9	32.2	49.6	5.5
有配偶	25～29歳	334	79.9	1.5	16.8	29.6	30.5	8.1
	30～49歳	174	61.5	2.9	17.2	25.3	19.5	20.1
	男性	921	23.0	49.7	13.5	16.1	45.3	20.1
有配偶	24歳以下	218	24.8	38.5	9.6	16.5	58.7	15.6
	25～29歳	454	22.7	51.5	14.1	15.2	44.7	20.3
	30～49歳	249	22.1	56.2	15.7	17.3	34.5	23.7
	女性	1,117	24.2	66.1	20.5	37.0	28.0	14.0
	24歳以下	293	25.9	51.2	16.4	40.6	29.0	15.4
	25～29歳	557	24.4	73.6	22.1	37.3	29.4	12.0
	30～49歳	267	21.7	66.7	21.7	32.2	24.0	16.5

注) 国立社会保障・人口問題研究所「第2回全国家庭動向調査結果の概要」(6頁)。なおこの調査は平成10年に行われたものである。

に視点を据えた問題意識は、何か特別のことではなく、だれもが当たり前を持つことかもしれない。少なくとも冷静に考えれば考え得る視点である。実際、現実の歴史過程においては、たとえ身分・出自・門地などによる「機会の平等」などの制度的差別はなくなったとしても、階級・階層は新たに再生産され、とくに「子どもが大人になるプロセス」に焦点を当てれば、いつの時代も不平等な人生の出発は、いわば当たり前であったのが正しいと言うべきであろう。

もともと階級・階層という概念自体には、容易に流動性は引き起こされないという意味を含んでいるからこそ成り立つものであるという性格を含んでいる。だが、なぜ階級・階層の変動がそう簡単に引き起こされないかに関して、報告者の関心に引きつけて言えば、その一つは、いわゆる階層的同類婚の一般化の中で、子どもはこの世界においてもほとんど例外なく、どこかの階層に属する「家族」という個々別々の不平等な諸資源を持つ社会制度の中で育てられ、そこでの有利・不利の影響は免れがたいのが現実だからであろう。また家族の一面は、もともと経済「共同体」の性格を持ち、同類婚などを通じて支え合い、その拡大を求める傾向を持つからである。

逆にそのことは、経済的に脆弱な家族は、また脆弱な家族との「共同」でしかない場合が多く、当然危機対応の基盤としては格段の差がつけられる可能性を示唆している。貧困の世代的再生産とは、まさにこのような不平等傾向の固定化の中で形成されてくる一つの現象であろう。

このようなことを考えてみると、「貧困の世代的再生産」を論ずるに当たって、やはり疑問として大きく湧き上がってくるのは、人生における出発点の差異と結果の格差はともにあまりに大きいはずなのに、それに関わった家族資源格差の不平等については、なぜ世間的には強く疑問の持たれない常識でさえあり続けてきたか、である。いわゆる日本の「中流意識幻想」や「ガンバリズム」の蔓延の影響もあろう。その身近な典型例を一つあげれば、たとえば「障害（身体・知的・精神）」

は回復不可能な問題だが、「貧困」は努力によって解決しうる可能性を持った問題であるという発言は、筆者の私的な経験では、この不況下でも依然として学生から出される多数派の意見であり続けている。もちろんそこには、学生の出身階層の性格の影響も大きいのであろう。しかし、やはり彼らには「貧困」は見えていないのである。これをアメリカ流に言えば、貧困はアメリカ流個人主義を基礎にした「家族の責任」「家族の価値」といった言葉にすり替わるということかもしれない。あるいは、私見によれば、アメリカにおいては個人主義という言葉が「家族依存」を覆い隠しているのではないかと考えられる。

それだけでなく、ここで強調したいのは、それは研究の側においても必ずしも例外ではないという点である。とくに「貧困問題」に関わってはそうであった。すなわち、従来は、たとえば「資本と労働」の対立関係で貧困を把握し、それを社会権の実現として国家の責任を強調することが支配的であった。その限りでは、この考え方は貧困の「個人責任説」の対極にあった。むしろそのこと自体は正しいし、事実、「貧困の再生産」は資本主義制度のもとの市場経済競争の敗北の結果でもあり、あるいは不況といったことから「避けられない」ものとして生まれる。現局面の社会問題化しつつある失業、ホームレス、自殺といった現象はそのことを端的に示している。それゆえまた、国家政策としての生活保護の役割・位置づけが問われ、今日ほど労働側の組織化と運動の再構築が問われている時はないとも言える。

だが、不況にせよ、労働の組織化にせよ、その影響や効果は、おかれた人々の職場や家族の属する社会階層によって大きく異なり、加えて人種や民族問題などがある場合は、さらに複雑な「普通の人々」の社会的な相互作用行為を通じて、「排除」としての貧困へと帰結し⁽⁶⁾、生活基盤の弱い家族は、家族の維持そのものの危機に直面し、しばしば「問題家族」としてラベリングされていく。それはたとえば、低賃金労働市場における外国人労働力との競合の中で「排除」問題と結びつく場

合や、身近な経験で言えば、地域社会における「生活保護世帯」「母子世帯」への偏見として表れることから理解できる。また、いわゆる「アンダークラス論」の役割もこのことに関わっている⁽⁶⁾。

このような場合、考慮すべきは、一方では全体の枠組み（資本主義の構造）を意識しながら、他方では、どのような形態であれ、必ず社会問題は、社会組織・制度の最小単位である家族に反映し、いわば「縮図化された社会としての家族」⁽⁷⁾を通じて、ある時はストレートに、ある時は形を変えて問題が発現してくるという視点はずさずに見ることである。とくにもろく、弱い家族ほど、何らかの影響によって貧困に陥る頻度は高いし、逆にはい上がる機会が少ない。それはほんのわずかのランク・アップにおいてもそうである。また、いわゆるその家族の関係する「社会資本」⁽⁸⁾は弱い。そして近年の「個人化された家族」⁽⁹⁾が、潜在的問題をより簡単に露呈させやすくしている。かくして、それらが経済的問題だけに限定されないさまざまな「家族問題」として現象することは、日々のメディアが「あいまいな部分」を含みながらも伝えるとおりである。

しかし、当然、家族を支える働き手の職業・職種・就労先事業所の安定度（言いかえれば、家族よりも「より大きな社会組織」の中の安定度）、またとくに前世代から現世代への、家族として何らかの富の世代間移転がある場合は、その影響は大きく違うのである（言いかえれば、「家族という最小単位の社会」における安定度）。このことはソーシャルワークという視点からはとりわけ重要だし、同時に人々の生活の背後にある「不平等」を具体的に把握する点で必要である。だが、そのことは隠されて見えない場合が多い。

にもかかわらず、わが国の場合、「貧困の世代的再生産」ということ自体、また貧困問題自体、実際にはあまりにも真正面からは家族資源格差・不平等の問題と関連させては「問われない」で推移してきたのが研究の現状ではないか。もちろん、それは、これまでこのような経済的不平等の問題が論じられてこなかったという意味ではない。実

際、最近はかなり数の本や論文が出されてきている⁽¹⁰⁾。またここで問題にしようとしている「貧困の世代的再生産」に関わる関心・研究についても、欧米の動向からすればほとんど注目は払われてこなかったとも言えるが、わが国においてもこれまでにまったくなかったわけでもない。しかし、なおホームレス研究などと比較しても、同じ貧困研究の一環ではあるものの、研究の蓄積は少ない⁽¹¹⁾。というより、両者が結合させて研究が進められていないと言ってもいい。

そこには、すでに言及してきたことに加えて、家族研究と貧困研究の結合の実際的困難さ（プライバシーに関する人権問題、諸資格・受給権あるいは税金問題などと関連して）が大きく横たわっているとも考えられる。また、これまでの研究の流れが、大きくは社会政策的、労働市場論的な視点からの貧困研究と、貧困視点を欠落させた家族社会学研究が分離したまま経過してきていることの問題点を反映しているからかもしれない。また「資本と労働の対抗関係」のフレームワークに「家族」を欠落させてきたことの反映かもしれない。

だが、貧困の世代的再生産という視点は、「幸いにも」必然的に子どもの教育にも視点を当てることを含むのが大きな特徴でもある。それゆえまた、否が応でも「家族」が研究の視野に直接入ってくることとなる。その点からすると、この視点からは、子どもが長じて大人になる、そこに至る過程でどれだけ「個人に責任のない範囲」で子どもは家族の不利を継承し、それをまた「家族依存」の性格を持つ国家政策（社会福祉・社会保障政策、とくに教育費負担の重さに象徴される国家の教育・家族政策）がその不利を是正するのではなく、むしろ見て見ぬ振りをしてきたか。あるいはむしろ促進してきたか。そういった問題点が浮かび上がって見えてくる。

その場合、生活保護制度における「家族扶養義務」条項、あるいは生活福祉資金における「連帯責任者」条項における現実を見るたびに（後述）、さらには学資保険という子どもの教育には今や欠

かせない手段でさえ否定・肯定をめぐって裁判で争われるような姿勢そのものに、つくづく「家族依存」を思い知らされるのである。それはかつてのイギリスの救貧法⁽¹²⁾の精神、あるいはその下での慈善組織化協会(COS)の指導原理と何ら変わらないのではないか⁽¹³⁾。しかし、「家族依存」の内実は覆い隠され、そこでの不平等や社会的公正は問われないままにきている。

3 貧困の世代的再生産分析の事例的検証

このように考えながら、社会的にも明らかに貧困層と位置づけられる家族の中にどんなことがおき、それがどのように次世代へと引き継がれ、問題として表面化しているのか。あるいはそこには、いかなる不平等な歴史過程が横たわっていたのか。これらを生活史の中で実証することを試みたのがA市⁽¹³⁾、B市⁽¹⁴⁾での調査であった。ここではB市の結果を簡単に仮説の検証として紹介しておく。

(1) 貧困の世代的再生産の現象的「事実」

さて、ここで紹介する2001年におけるB市での調査は、最終的には28の母子世帯への訪問調査となった。詳細は省略するが、それらの世帯を、生活保護を受給しているかどうか及び就業しているかどうかを基礎に、A層(生活保護受給・非就業層)、B層(生活保護受給・パート就業層)、C層(非生活保護受給・フルタイム就業あるいはパートタイム就業層)と分類しながら、貧困の世代的再生産に関わる(と推測される)関連指標を整理してみると、結果的には、不利の継承度合いでは、A層(13事例)、B層(6事例)、C層(9事例)ではそれぞれかなりの格差があることがわかった。もちろんそれぞれの項目の判断の仕方には厳密には問題があるが、およそ以下のような特徴が明らかとなった。

①現在の生活保護受給と就業及び健康状況から見れば、C層には少なくとも「健康問題」は見られない。これに対してA層はほとんど健康上の問題を抱えている。

②学歴はA、B層を中心に低く、かなりの中

卒者、高校中退者を含み、それは本人及び(もと)夫も共通する特徴である。そして結婚前の就業も、とくに夫の側に不安定と判断される事例が多く、その点C層が相対的に安定していたと判断される就業形態をとっていたことと対比される。

③結婚、離婚、再婚といった点について見ると、早期結婚(女性19歳以下、男性21歳以下で結婚の場合)は、全体で8例のうち6例はA層から、「結婚に反対あるいは困難あった」については、全体12例うちA層は7例を占め、「結婚式を挙げていない」例は、全体で9例うちA層が7例を占めている(C層はゼロ)。また結婚前の妊娠あるいは子連れ結婚は、C層までも含んで14例である。注目しておきたいのは、先に調査したA市においても、「結婚式を挙げていない」は相当数に上っていた現実である(27世帯中16世帯、約60%)。もちろん、近年では意識的に「結婚式を挙げない」といったことは社会にはかなりあるが、この場合は意味が違うと考えるべきであろう。すなわち、この事実そのものが、新たな家族形成の出発点から「不利」を背負ったことを象徴するように思われるのである。離婚の原因は、女性の側からしか聞いていないのでバイアスがかかっていると見るべきだが、圧倒的に夫側の借金問題(部分的には妻側も含む)や家庭内暴力(DV)である。なお再婚後の離婚は6例となっている。

④本人の実家の職業、経済状況、あるいは離婚経験、兄弟・姉妹数などを見ていくと、全体で19例が実家の職業は不安定就業であったと推測され、「経済的困難あった」と回答したのは15例である。このうちA層は13例のうち12例が「不安定な就業」で、「経済的に困難であった」は10例である。なおはっきりと「生活保護の経験がある」としたのは3例である。「親の離婚経験がある」は8例である。「兄弟姉妹多い」が6例、「その他家族問題(暴力、病気がち等)があった」が18例である。いずれにしてもA層、B層を中心に、実家の家族は「不安定・脆弱・解体」といった言葉が当てあまるような状態あったと判断される。(もと)夫側の実家の状況に関しては、間接

的な情報であり、不明も含む（そのことがまた夫婦としての関係上の問題を示唆している）ので問題があるかと思われるが、似たような状況が見られる。

⑤子どもの健康状況、不登校、非行などの経験、あるいは子どもが多い、父親が違う子どもがいるなどで見ると、気になるのはこの中に「障害を持つ子ども」が5例も含まれていること、また健康上問題を抱えている場合がA層を中心に多い点である。これもまたA層の場合と一致する。なお不登校・非行経験7例、多子・異父などは4例となっている。

このように表面的であるにせよ回答された「事実」を並べてみると、生活保護受給母子世帯の多くは、親の世代もまた、妻側のみならず夫側の親も、そのほとんどは不安定就業階層あるいは貧困・低所得階層に位置していたことが推測される。さらにまた、その孫の世代も困難な生活を継承させていくことが見通しされうる。

(2) 貧困・不利（不平等）の次世代への移転

—子どもの教育を中心に—

上記に触れたように、多くの生活保護受給母子世帯においては、人生の出発点から不利を背負ってきていること、また新たなスタート時点でも不利を免れずに家族形成を始めざるを得なかったこと、それが「結婚式を挙げなかった」という事実象徴されていた。それは、人生のメインストリームから、いわばずれた軌道上に最初からおかれたようなものかもしれない。このような事態、すなわち「家族形成の困難さ」「家族のもろさ」といったことを内包せざるを得ないのは、彼女・彼らが育ってきた家庭環境・基盤の脆弱性とその影響といったことにあると考えるのが妥当であろう。

インタビューで聞いた「本人が20歳までの家庭の状況と経験」からは、より安定した就業先の確保の準備もないままに、彼女・彼らの実家からのいわば「逃避的自立」がそれぞれ促されていたのが読みとれる。

・「父は飲むと酒乱というんですか。母親に暴力をふるったり。兄も親子げんかになって火をつけるとはいかなくても灯油をまきあったり、茶碗割ったり。小学校の頃から、それが始まると母と他の兄弟と窓から抜け出して雪中、裸足で近くの姉のところへ逃げ出したりしていました。何でうちだけがとっていましたよ……子どもには高校に行ってほしい。私は親の家から早くでたかった。そこから出たい一心で寮付きの仕事をみつけて働きましたからね」(事例：A層)

もちろん、それぞれが育った家庭環境がその後の人生にいかにか影響していくかは、そう簡単に明確な傾向や法則が把握できるほど単純ではないのが現実であろう。しかし、インタビューからは、貧困、借金、暴力、家庭内における疎外状況、こういったことが母親（本人）に大きな影響を与え、また自らその「繰り返し」に悩み、子どもがさらにまた「繰り返すかもしれない」として心配している姿が浮かんでくる。

・「長男は小学校の時荒れていた。父親を憎んでいたみたいで……キリストじゃないけど十字架で死んでいる絵を描いたんです。中学2年の時ひどかった。学校に行かなくなって、自転車盗んだり、たばこ、酒、バイクに乗っていたこともあった。長女は今のところないが心配はある」(事例：A層)

続いて、当の親たち自身はわが子の教育や学歴達成にどれほどの期待を持っているのかという点について触れておけば、とくに注目されるのは、「子どもにどこまでの学歴を希望するか」では、A層のように比較的子どもの年齢が低い事例でも、「とりあえずは高校まで」「高校だけは」というように、そしてB、C層では大学なり、専門学校などの高等教育機関への進学希望が顔を出してくるようになり、そこには（ミドルクラスとの対比といった形ではないにしても）現実味を帯びた子

もの教育・学歴への「期待差」が、すでに相当はつきりと見てとれることである。

- ・「子どもたちは仲いいがよく喧嘩をする。あんまりうるさいと、それ以上したら殴るよ」とよく言う。(子育ての自信は)こればかりはないね。子どもの教育に関しては成り行きに任せている。学校に行くにこしたことはないだろうけど、……中卒でもちゃんと働くならそれでいい」(事例：B層)

とはいえ、差異もまた見ておく必要はある。その点で、子どもの進学等に関しての「金銭的困難」は当然のごとくほとんどの層が「感じている」としているが、教育資金に対する準備では、A層などでは「考えたくない」「学資保険かけられない」「蓄えられない」など、生活保護制度の学資保険をめぐる問題点などもあって、ほとんどこれまた将来を心配しながらも、何らかの行動を起こすことができないでいることが注目される。それは、C層などの親が、あらゆる制度を使って乗り切りを図ろうとしている行動と対比される特徴である。

(3) 調査世帯の経済状況とネットワークに見る不利の構造

ところで、母子世帯であること自体がさまざまな不利を免れないのが現状であり、たとえ社会階層的に上位に位置する母子世帯でさえ、他の研究では、実家の援助によって、かろうじてその生活を維持されていることが明らかにされていることから⁽¹⁵⁾、圧倒的に多くは社会的な不利な階層として再生産されていることは間違いない。実際、道内の大規模調査結果もそのことを明らかにしている⁽¹⁶⁾。

このことは、たとえば本人たちの離婚時の親からの援助の有無、あるいは現在の親のおかれている状況に典型的に反映されている。すなわち、離婚時には確かに本人の実家に一時的に身を寄せていた事例がかなり見られ、また金銭でなくとも物

的な援助、子どもの世話といった援助がある。しかしそれでも(妻側の実家でさえ)、調査世帯中7、8例は援助は「なかった」と回答している。そして夫側の実家からは「なかった」が圧倒的多数を占めている。

彼女たちの人生は、離婚という面では精神的にプラスになった、あるいは後に見るように、経済的に生活保護などによって「安定」してきたのは事実であるにせよ、人生の大きな岐路において、ある部分は、まったくその不利を自分の親からも「埋められていない」のである。

そのことはともかく、A、B層は生活保護費と児童扶養手当などを中心に(プラス若干の養育費)、そしてC層は自らのフルタイム労働と児童扶養手当によって生計が維持されている。だが一般に母子世帯の「安定した自立」基準が400万円前後だと言われていることからすると⁽¹⁷⁾、一部を除いてほとんどが、その水準以下で生活していることは厳然とした事実である。またこの場合、生活保護と児童扶養手当では、当事者も調査者側も相当の受け止め方の違いがあると思われるが、いわゆる死別母子世帯の遺族年金も含めて、とくに経済的機能に限定していえば違いがあるわけではない。そしてそれらの公的な所得援助がない限り、大半の母子世帯の家計が成り立たない事実ははっきりと見ておくべきであろう。

とくに、フルタイムの仕事の確保に関しては聞き取りの不十分さがあるが、また調査対象の偏りの問題があるが、結婚前なりその後にも比較的安定した仕事についていた場合、何らかの資格を持っていた場合、積極的に行動した場合など、さまざまだが情報収集力、それを利用する力、いわゆる「コネクション」の利用など、すでに存在していた就業上の安定度の格差は超えられないまま継続していることが読みとれる⁽¹⁸⁾。

次に「本人たちの親の現状の生活」について聞き取った結果を見ると、離婚経験のある実家は、父親が所在不明も多く、また残された母親も年齢的にも高齢期であることから病気を伴っている事例が多く、「本人(娘)側からの親への援助」が

必要とされても、逆に「親からの援助」はほとんどが難しいこと示唆している。とくにこのうちいくつかは、生活保護受給あるいは特別養護老人ホームなどの福祉施設、公営住宅などでの質素な年金暮らしであることを推測すると、親のかなりの部分が公的な生活援助サービスを必要としている階層となっていると判断される。また年齢が比較的若い親であっても、自らの経済的自立を支えるのに忙しく、娘を援助する余裕のないことも大きい。さらに当然のことだが、一部を除いて（もと）夫側の親とはたいていの場合「縁は切れている」のが現状である。

（４）今後の展望をめぐって

「離婚した女性が直面する諸問題」では、A、B、C どの層も基本的には同じである。「お金の確保」「仕事の確保」「子どもの教育」などである。ただこの場合、「住宅の問題」がそれほど上位に出てくる例が少ないのは、本州などの大都市といくぶん異なったことであろう。この中で「お金の確保」に関しては、間違いなく生活保護受給、児童扶養手当などで公的な対応が大きな貢献をしていると考えていい。しかし、「仕事の確保」という点では、それまでの学歴、仕事の経験内容、結婚・妊娠による仕事の断絶、また子どもの存在と保育園の確保の困難といったことによって、問題はほとんど解決しないまま現状に至っている。

自分自身の悩みと今後の意向などについては、当然のことながら、A 層、B 層では、「仕事のこと」「健康のこと」などがもっとも大きな悩みであるが、C 層ではすでにある程度この問題をクリアしつつあることから、「特になし」などといった回答も見られる。その中で A 層、B 層の特徴の一つは、「仕事の確保」の問題と保育園の確保の課題が絡み合いながら、子どもの展望も自分の将来の展望も明確には描ききれないままにきている。とくに仕事の確保の面ではその情報、情報の利用、具体的な技術の身に付け方、資格取得の方法など、多くの母親がその先が見えていないことが読みとれる。以下、代表的な事例を具体的に紹

介しておこう。

- 「ケースワーカーは 2 ヶ月に 1 回の訪問。就職活動を記入して提出する。たとえば断られた理由等を記入して。パートでコンビニなどで働こうと思うと、日曜日に出てほしいと言われ……そうすると子どもを見てくれるところがなくなる。学校も土曜日が休みになり……それに合わせるとなかなか見つからない」「保育園は働いていないと入れない。幼稚園はお金がかかるので入れることができない。その中で子どもが結局家にちょろちょろすることになる」「母親も住み込みの仲居だからめんどろみてくれない」（事例：A 層）
- 「（お母さんが考える自立に対して）どうやっていいかわかんない、思いつかない」「市役所からは職安に行くように言われる。職安掲示では 1 時間、2 時間の仕事しかない。それだけでは仕方がない。一日中あるいは朝 3、4 時まででも働きたい。職安でこの団地の 3、4 階の人と仲良くなったり、なんか仕事ないかと聞いているがなかなかない。高校中退した 16 歳の子もいっしょに職安に行くが、職員からは『16 歳では職はなかなかない。18 歳の物件でも当たって聞いてみなければ……』と言われた。この子は働きたいと言っているし、働かなければならないのに、アルバイトもしていない……」（事例：A 層）
- 「やっぱりとにかく自立したいんです。パートで月 5 万くらいあれば、児童扶養手当と併せて何とかやっていけると思うんです。贅沢しなければ。自立は経済的なこともそうですが、子どもとの距離を置いて精神的に自立したいんです。今は子どもにつきっきりで自分の時間が持てないし。以前働いていたときにすごく楽しかったんです。今は完全に家にこもっている状態ですから世間と接することを一番考えたいんです。子育てにもそれは生

きるし。それでまた新鮮な気持ちで子どもと接したい」「来年の4月には子どもを保育所に入れ、仕事を見つけしだい保護は切りたいと思っています」(事例：A層)

- ・「今の仕事は今年に入ってから始めた。前はコンピュータのチップの会社で閉鎖された。1年間失業保険が出ている間に友人と3ヶ月学校に行って資格を取った。そしてその後ハローワークや安定所に行ってみつけた(病院ヘルパー兼看護助手)。年齢45歳までとなっていたがダメもとで電話した。いっしょに資格を取った友人は在宅のヘルパー。在宅ヘルパーは不安定。皆旦那さんがいるのでそれでいいが」「民生委員はよく様子を見に来てくれる。仕事のことで相談した。自分がスムーズに来ているからよくわからないが、B市は福祉が充実していると聞いている」(事例：B層)
- ・「手当よりも仕事の斡旋等のケアをしてほしい。仕事は子どもを育てる上で大事。仕事が安定していないとすべてが崩れる。自立の立場を援助してほしい。親が働いている姿(昼も夜も働いて20万稼ぐため)を見て、子どもは幼稚園ぐらいからわかっていて、無理やわがままを言わなかった。しかし、小1の時に暴発して1ヶ月くらい登校拒否に。この時『ただ自分が頑張ればいいというものではない』と思った。子どもは何も言わなかったが自分の考えは変わった。幼稚園や小学校低学年時に預かってくれるところがたくさんあるといい。とくに夏休みなども。自分の母は父に依存して生活していた。娘は自立している自分を見てどんな結婚観をも持つものかなと思う。生活保護を受けている人はトラブルメーカーが多く(自分がアドバイスしてもわかってもらえない)、行動を見ていると生保受けているのがわかる。男性をころころ変えて相手に依存するのは楽。けれどその分は背負い

込むことになる。もちろんそうせざるを得ないこともある。精神的に弱かったり、体が弱いなど、しょうがない人生もある。だからこそ仕事が大切だと思う」(事例：C層)

このように、実際聞き取りの中では、ある「あきらめ」「開き直り」に似た感情や意識とともに、またさまざまな「自立」への格闘や努力も語られている。しかし、現局面ではそれらは容易に結果として表面に現れず、それゆえまた周囲からの批判も受けている事実もある。そしてそこでは、保護を受けていない母子世帯は共感が持たれ、受けている場合とくに「努力」が外に見えない場合、周囲の人々の共感は少ない。

貧困の世代的再生産とは、こうして考えてくると、「もろい家族」同士の「同類婚」を通じて(あるいは欧米では未婚のままの関係で)、また貧困な状態で暮らさざるを得ない「もろい家族」が再び生まれてくる現象であり、その背景には、資本主義社会における「個人責任」というより「家族責任」を重視したシステムがあり、その作用の結果であると言いうる。すなわち、そこには家族の持つ諸資源・諸資本の不平等が厳然として存在するがゆえに、その傾向が強い国においてこそ、市場経済の進展と相まってより強くはっきりした形で、貧困が世代から世代へと表れてくる現象であると考えられる。しかもそれが、次に具体的に見るように、そのことを防ごうとする国家の政策によっても補完・促進されざるを得ないという矛盾した構造の中で生まれてくる現象、これが貧困の世代的再生産ということであるとも言える。

4 疲弊化する家族と生活保護「見直し」論議の分離

今日のポスト福祉国家といわれる段階において、市場経済万能主義が国家の役割を後退させ、個人や家族の力を前面に出すことによって、階層間格差を導くとしたら、現代社会は、一面では「能力主義社会」であることには間違いはないが、他面では(本質的に)資源の不平等性を持つ家族制度

をなお社会制度の基盤に抱え込むことによって成り立つ社会システム、結果として貧困や排除された人々にとっては「機会の平等」さえも実質的に保障されないような階層社会の限界を露呈させている社会ではないか、とも言える。少なくともその方向へのベクトルは強くなっていると考えられる。とくに最近のアメリカなどの福祉政策動向に代表される「家族責任重視」の政策展開は⁽¹⁹⁾、むしろ結果的に「ライフ・チャンスの平等」に逆行してきているのではないか。

そしてそれは、わが国も例外でなく、まったく似たような政策論議が進んできているのが、最近の森前首相の「子供を産まない女性は福祉を受ける資格がない」といった発言であり、それは児童扶養手当の削減や母子世帯の「自立」などに関する議論にも、反映していると見られるのである。

「母子家庭については、これまで児童扶養手当に大きくウェイトがかかっている施策を見直し、

きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就労の支援に主眼をおいて、(1) 子育てや生活支援策、(2) 就業支援策、(3) 養育費の確保策、(4) 経済的支援策を総合的に展開することとする」(厚生労働省告示第102号、平成15年3月19日「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」)

これまで述べてきた視点から、その延長上に最後に問題にしたいのは、「貧困の世代的再生産」と並んで「富の世代的再生産」というフレームワークで見た場合、たとえば、最近のアメリカの上位層の所得集中度の高まりが所得格差の拡大として現象していることである⁽²⁰⁾。表2はその一端を示している。また見なければならぬのは、わが国においても、アメリカほどの上位層への富の集中は見られないにしても、表3に見られるように、この間の所得の不平等は確実に進行している事実である。このような中で注目したいのは、階層性

表2 家計の所得：所得5分位および上位5%別世帯数と所得：1980-1999年

年	世帯数 (1,000)	各階層の所得 (ドル)					各階層の所得構成比 (%)					
		各5分位の上限				上位5%	最低位	第2位	第3位	第4位	最高位	上位5%
		最低位	第2位	第3位	第4位							
1980	60,309	21,053	35,446	50,203	70,446	111,337	5.3	11.6	17.6	24.4	41.1	14.6
1985	63,558	20,570	35,435	51,330	74,674	122,264	4.8	11.1	16.9	24.3	43.1	16.1
1990	66,322	21,473	37,022	53,587	78,380	130,473	4.6	10.8	16.6	23.8	44.3	17.4
1995	69,597	20,847	36,058	53,549	78,993	135,178	4.4	10.1	15.8	23.2	46.5	20.0
1999	72,031	22,826	39,600	59,400	88,082	155,040	4.3	9.9	15.6	23.0	47.2	20.3

注)『現代アメリカデータ総覧2001』(東洋経済新報社)より作成。

表3 所得4分位階級別の1世帯あたり平均所得額の推移

(単位：万円)

年	1991	1993・94	1996	1998	2000	増減率 A	増減率 B
総数平均	628.8	664.2	661.2	655.2	616.9	-1.9%	-7.1%
第I階級	173.6	192.8	174.0	179.7	159.7	-8.0%	-17.1%
第II階級	409.4	437.7	417.0	425.8	380.9	-7.0%	-13.0%
第III階級	656.9	696.9	695.9	685.4	642.6	-2.2%	-7.8%
第IV階級	1275.3	1365.5	1357.7	1330.0	1284.4	0.7%	-6.0%

注1) 1993、94年はこの両年のどちらかにどの階級も所得のピークがあることを示している。

2) 増減率 A は1991年基準、増減率 B はピーク年基準の数値を表している。

3) 厚生労働省大臣官房統計情報部「平成13年国民生活基礎調査の概況」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin>より筆者作成。

を帯びた家族・世帯間で、とくに中・下層世帯の経済的疲弊化傾向、あるいは世帯員数の縮小傾向に現れている家族の「もろさ」とも言うべき傾向の深化・拡大である。またそれらに伴う「生活不安」意識の高まりである⁽²¹⁾。

近年の世帯構造の変化（構成変化）について見ると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「3世代世帯」の減少、「単独世帯」「夫婦のみ世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」「高齢者世帯」の増加傾向が目立っている。また平均世帯員数も大きい（以上「国民生活基礎調査」）。このことが即家族の「もろさ」につながるわけではないが、またターンツが言うように、歴史上「家族形態」という点で貧困を防いできた理想的な形態などはないのだが⁽²²⁾、現局面においては、その中で確実に、とくに経済的な脆弱化が下層部分に起きてきていると考えられる。

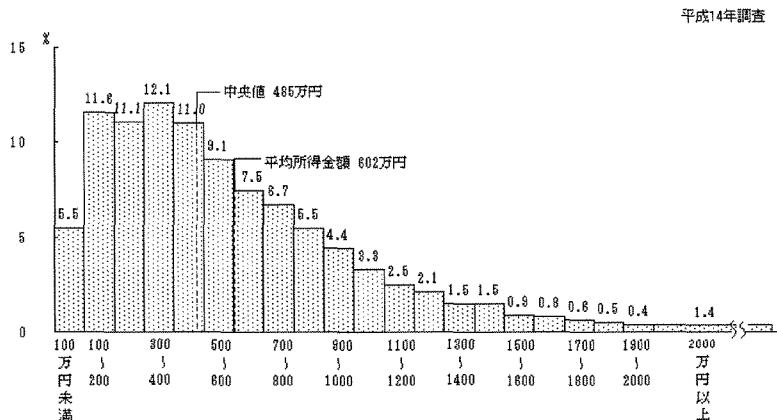
たとえば、生活福祉資金（修学資金）借り受け層、あるいは離職者資金借り受け層の世帯を見ると⁽²³⁾、そしてさらにホームレス全国調査の結果などを見ると⁽²⁴⁾、いわゆる Working Poor と呼ぶべき階層における疲弊化が見られ、またその中で家族形成そのものの「困難さ」を背景に、いわば「単独世帯」の一直線の落層化も推測される。しかも、それが、すでに述べてきた「家族依存の性格」を基礎とした「脆弱な家族に脆弱な政策」

(fragile families, fragile solutions)⁽²⁵⁾ とでも特徴づけられる政策展開によって促進されている。上記の生活福祉資金の借り受け層や連帯借り受け層の性格、資金貸し付け免除申請あるいは延滞利子免除申請の内実からは、そのことがよく見て取れる⁽²⁶⁾。

にもかかわらず、今や福祉改革の焦点になろうとしている生活保護「見直し」などの動向を見ると、依然として「家族依存」における「もろさ」に目を向けるのではなく、もっぱら財政問題、あるいは「見直し」の理由としての生活保護受給層のモラル・ハザード（行動・道徳問題）だけを強調し、事を進めようとしているように思われるのである。実際「財政制度等審議会」などの「建議」においては、貧困・低所得層「内部」の、いわば「一厘の差」を問題にしながら、かつての「受けるに値しない貧民」（undeserving poor）論が再現され、肝心の貧困の現実やその要因、あるいは不平等と社会的公正と行ったことが議論されないままに事態が推移しようとしている。

「生活保護は国民生活の最後のセーフティネットとしての機能を有するものであり、真に困窮した自立不可能な者に最低限度の生活を保障することを目的とするものである。しかしながら、受給者に一定の収入を保障する者であるが故に、保障水

図2 所得金額階級別世帯数の相対度数分布



注) http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa_02/2-1.html より転載。

準やその執行状況によっては、モラルハザードが生じかねず、かえって被保護者の自立を阻害しかねないという面も指摘される。このため、制度・運営面について……しっかりとした点検と見直しが必要である。……廃止に向けた検討が必要であると考えられる。また、母子家庭についてみた場合、一般の母子世帯の平均の所得金額（21.1万円、世帯人員平均2.64人）と被保護母子世帯の最低生活費（22.1万円、世帯人員平均2.91人）を比較した場合、母子加算も同様であると考えられる」（平成15年6月9日財政制度等審議会「平成16年度予算編成の基本的考え方について」）

すなわち、マクロ的に見れば、図2に見られるような最下層の中の、わずか全世帯の1.2%の世帯の中の、またごく一部に見られる「道徳的問題」を、似たような低所得・貧困階層の中での形式的・表面的な対比のみで「問題」にし、「見直し」を進めようとし、これを一部の保守的な週刊誌などが取りあげ⁽²⁷⁾、これを後押ししているのが現局面である。

それは、アメリカの動向に関して、K. キルティとA. シーガルが指摘しているように⁽²⁸⁾、貧困問題が議論されるのではなく、それとは切り離されて「福祉改革」が議論され、具体化されてきた状況と、まったく同じものであると言っていいだろう。その帰結は、よほどの大きな発想の転換がない限り、明らかである⁽²⁹⁾。

注・文献

- (1) 青木紀「貧困の世代的再生産—教育との関連で考える」庄司洋子他編著『貧困・不平等・社会福祉』有斐閣、1997年、134-135頁。
- (2) G. エスピン・アンデルセン（渡辺雅男・渡辺景子訳）『福祉国家の可能性—改革の戦略と理論的基礎』桜井書店、2001年。同『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店、1999年。
- (3) なお関連して、同様な指摘をしている矢野裕俊「教育システムの国際比較—福祉国家における教育戦略に注目して—」埋橋孝文編著『比較のなかの福祉国家』（講座・福祉国家のゆくえ2）、ミネルヴァ書房、2003年、も参照。
- (4) 「家族資本」という言葉は、擬制的な意味で、しばしばこれまでも使われてきたし、筆者自身もまた使ってきたが（前掲論文など）、改めて使ってみようとして考えたのは、アメリカの研究動向の影響もある。たとえば、Scholz, John Karl and Wolfe, BarberaらによるThe Family Capital Project: How Health, Education, Wealth, and Family Resources Are Shaping Economic Inequality (in the Institute for Research on Poverty, 2001)などの研究プランなどである。しかし、基本的な問題意識は、P. ブルデュールから来ている。Bourdieu, Pierre. (1986). The Forms of Capital. In Richardson, G. (ed.). *Handbook of Theory and Research for the Sociology of Education*. Greenwood.
- (5) Jordan, Bill. (1996). *A Theory of Poverty and Social Exclusion*. Polity Press.
- (6) Gans, Herbert J.. (1995). *The War Against The Poor: The Underclass and Antipoverty Policy*. BasicBooks.
- (7) Aoki, Deborah M. (1998). Gender Class and Age in the Microcosm of the Family: The Household Division of Labor in Hokkaido, Japan. *U.S.-Japan Women's Journal*. 13.
- (8) Coleman, James S. (1988). Social Capital in the Creation of Human Capital. *American Journal of Sociology*. 87.
- (9) 目黒依子・渡辺秀樹編『講座社会学・2・家族』東京大学出版会、1999年、など参照。
- (10) もちろん貧困と家族資本との関連が十分問われてこなかったという意味であって、日本の不平等の再生産を議論する研究がないという意味ではない。たとえば、鹿又伸夫『機会と結果の不平等』ミネルヴァ書房、2001年、橋木俊昭『日本の経済格差』岩波書店、1998年、佐藤俊樹『不平等社会日本』中公新書、2000年、原純輔・盛山和夫『社会階層—豊かさの中の不平等』東京大学出版会、

1999年、原純輔編『流動化と社会格差』ミネルヴァ書房、2002年、苅谷剛彦『階層化日本と教育危機』有信堂、2001年、国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障と世代・公正』東京大学出版会、2001年などがある。

(11) この点については、すでに注(1)でも触れてきたが、なお少し言及しておきたい。貧困の世代的再生産に関わっては、たとえば古くは、高山武志「英国における貧困概念—Deprivationについて—」『低所得層の研究I』(北海道大学教育学部産業教育研究施設研究報告書第20号)、1981年、杉村宏・松本伊智朗『貧困の世代間継承に関する研究』(昭和63年度文部省科学研究費報告書)、1988年、また比較的最近では、西尾祐吾『貧困の世代間継承に関する研究』相川書房、1999年、などがある。さらに、貧困の世代的再生産に関わる現象の指摘は、「貧困の女性化」に関わって、部分的だが言及されてもいる。たとえば、庄司洋子「一人親家族の貧困」庄司洋子他編著『前掲書』、庄谷怜子『現代の貧困の諸相と公的扶助』啓文社、1996年、あるいは財団法人・家計経済研究所『ワンペアレント・ファミリー(離別母子世帯)に関する6ヶ国調査』、1999年、中田照子・杉本貴代栄・森田明美『日米のシングルマザーたち』ミネルヴァ書房、1997年など。また、鎌田とし子編著『貧困と家族崩壊』ミネルヴァ書房、1999年、などもある。しかし、全体として、欧米の議論の紹介、養護施設の子どもとその家族を対象にした分析、あるいは実証分析における部分的な現象の指摘に多くがとどまっており、真正面から取り組んでいるものはまだない。

(12) たとえば、有名なC. S. ロックの慈善の一般原則では次のように述べられている。「①通則的には、慈善の仕事は、受給者を独立させるのでなければ完全ではない。……②窮乏(destitution)の恐れや、恥の意識、近親の影響などの圧力をかける手段は、個人の上に作用するように保たれるべきである。③救済に関するに当っては、家族を全体として考慮すべきである。さもなければ、最も強い社会的紐帯が破壊されることになる。老人の世

話、年少者への責任、病人やトラブルのある者への援助などの家族の義務は、できる限り家族に負わせるべきである。」高野史郎『イギリス近代社会事業の形成過程』勁草書房、1985年、216頁。

(13) 青木紀「調査ノート：貧困の世代的再生産の構造(1) —北海道A市における離婚母子世帯分析—」『教育福祉研究』第6号、2000年。

(14) 青木紀「貧困の世代的再生産の構造(2) —B市における実態—」『北海道大学大学院・教育学研究科紀要』第89号、2003年。

(15) たとえば、高村弘晃・奥山正司「協議離婚における生活問題について」(日本社会福祉学会第49回全国大会発表資料)、2001年、は興味深い資料を提供している。

(16) たとえば、北海道民生委員児童委員連盟『単親(母子・父子)家庭生活実態調査報告書』、1996年など参照。

(17) 青木紀「前掲論文」(13)では、北海道民生委員児童委員連盟『単親(父親・母親)生活実態調査報告書』(1996年)の結果から、「さらにまた『経済的困窮』の『ある』『ない』の回答では、ほぼ400万円を基準に『ない』が『ある』を上回ってきていることからすると、400万円という水準が母子世帯の考える『安定した自立生活』の基準と見ていいのかもしれない。その基準(調査時点のズレがあるとはいえ)からすると、経済的に安定して『自立』しているのは、この調査世帯の中では4、5例にすぎないと言える」と指摘しておいた(64頁)。

(18) 青木紀「前掲論文」(13)では、これに関連して次のように指摘しておいた。「このように見ると、いわゆる『コネ』の有無といったことが影響していると言えるし、それも事実であろうが、やはり離婚後の彼女たちの生活の『自立』の基礎になる安定した仕事の確保にも、親や親族の地域社会における階層的地位が、少なからぬ規定性を持っていたということが注目される。もっとも『階層的』といっても、父親が教員であったとか、炭坑勤務(本工)であったとかなどであり、その差といっても、せいぜい地元で『安定した生活』が営めてい

た、というくらいのことではある。しかし言いかえれば、それは基本的には『公的な援助』が、母子世帯の安定した仕事の確保には、ほとんど何も直接的にはなしえなかった、その小さな差を埋めるものにはなっていなかった、ということも示唆している。」(69頁)

(19) この点に関しては、とくに最近のブッシュ政権のもとでの福祉改革の動向に関しては新聞などが伝えているとおりであり、これまでも争われてきた「家族の価値」を旗印に掲げて、結婚を奨励することによる生活保護からの離脱の推奨を進めてきていることに象徴的に表れている。なお関連して触れておきたいのは、筆者が常々強く感じていたことだが、この背後には Robert E. Goodin が言うように「個人主義は今日の西欧哲学の核にあるといわれている。しかし実際にはむしろ一種の Familialism なのである。このイデオロギーは法律に『家族の責任』として反映されている……エリザベス救貧法……これが『個人責任』の炎の中でカムバックしてきた」という動きである。Schmidtz, David and Goodin, Robert E. (1998). *Social Welfare and Individual Responsibility: For And Against*. Cambridge University Press. p. 135.

(20) この点に関しては Phillips, Kevin. (2002). *Wealth and Democracy: A Political History of the American Rich*. Broadway Books. また主として統計的に分析している Keister, Lisa A. (2000). *Wealth in America: Trends in Wealth Inequality*. Cambridge University Press. などが参考になる。

(21) 内閣府による最新の「国民生活に関する世論調査」では、「生活不安」を感じている人が国民の 67% に達し、過去最高であることを報じている。朝日新聞 2003 年 8 月 31 日付け朝刊。

(22) この点では、アメリカの家族について、歴史的に「貧困や社会変動から人々を守った家族形態はひとつとして存在しなかった」とする、ステファニー・クーンツの家族神話の批判が想起されるべきであろう。ステファニー・クーンツ (岡村ひとみ訳)『家族という神話—アメリカン・ファミリー

の夢と現実』筑摩書房、1998 年、21 頁。Coontz, Stephanie. (1992). *The Way We Never Were: American Families and the Nostalgia Trap*. Basic Books.

(23) 北海道における、最近の生活福祉資金の借り受け世帯(修学資金)の利用状況を見ると、年間収入 300 万円未満が 47.1%、500 万円未満が 42.5%、500 万円以上が 10.4%となっている。またそのうち生活保護世帯が 30.2%を占めている。さらに離職者支援資金申請状況から見ると、離職前年間収入 300 万円未満が 69.0%、500 万円未満が 27.2%、500 万円以上が 4.7%となっている。なお後者で注目されるのは、一人世帯が 17.0%、2 人世帯が 26.1%も占めていることである(北海道大学教育学研究科・鳥山まどか氏の分析による)。詳しくは後日に期したいが、いずれも低所得者層というだけでなく、家族形成そのものが、かつてとは異なって、いわば「ほそく、もろい」ものになってきていることを推測させる。これがまた、仮にこの制度がない場合、ホームレスの状態と結びつくことは大いにあり得ることであろう。

(24) 厚生労働省『ホームレスに関する全国調査報告結果』(2003 年)によれば、結婚していた者の割合は 53.4%を占めていた、この 1 年間に家族や親族と連絡のなかった者は 77.1%であったとしている。

(25) Halpen, Robert. (1999). *Fragile Families, Fragile Solution: A History of Supportive Services for Families in Poverty*. Columbia University Press.

(26) 筆者は、現在北海道社会福祉協議会の生活福祉資金運営委員会の一員であるが、委員会における償還困難に伴う免除の審議の際にたいてい目にするのは、連帯保証人もまた生活保護受給者であったり、行方不明者であったりする事実である。それは、多くの場合、親族関係あるいは友人関係の中で連帯保証人を頼まざるを得ない現実が、その後ある必然性を持って破綻したにすぎないとも言える。しかしここで見ておくべきは、そういう形(貧困層あるいはもろい家族がまた同じ貧困層あるいはもろい家族などに依存を余儀なくされる)で

しか、貧困・低所得層は資金を借り受けることができないという、わが国の貧困対策の「家族依存」的貧困そのものである。なお具体的に見ると、2002年度においては、貸付金償還免除申請総数 15、借受人理由（死亡 4、行方不明 6、免責決定 3、生活保護 2）、連帯借受人理由（死亡 1、行方不明 3、免責決定 3、その他 1）、連帯保証人理由（死亡 4、行方不明 3、免責決定 2、長期療養含む無職年金・日雇い等 4）、延滞利子免除申請総数 12、借受人理由（死亡 4、行方不明 1、免責決定 1、生活保護 2、障害年金 1、長期療養含む日雇い・季節労働 3）、連帯借受人（死亡 1、行方不明 2、稼働・借金 1、生活保護 2、長期療養 1、無職・年金 1、その他 1）、連帯保証人（死亡 2、長期療養含む無職・年金 6、自営不況 2、その他 1）であった。

(27) 『週刊新潮』2003年8月7日号は「生活保護1日受けたら止められない」という特集記事を掲載している。またこれを受けて Japan Times は8月12日「TOKYO CONFIDENTIAL: All's well on welfare-maybe too well」として報じている。

(28) Keith, Kilty and Segal, Elizabeth. (2003). Rediscovering the Other America: The Continuing Crisis of Poverty and Inequality in the United States: Introduction. *Journal of Poverty*. Vol. 7. The Hawarth Press.

(29) なお本報告は、本シンポジウムと時を同じくして出版した青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困—生活保護受給母子世帯の現実』明石書店、2003年、の序章及び第1章とほとんど重複しているが、最後の4節（「疲弊化する家族と生活保護『見直し』論議の分離」）は、新たに報告用として書き加えたものである。

（北海道大学教育学研究科教育臨床講座教授）

青木報告のコメント

岡 部 卓

東京都立大学の岡部です。コメントをさせていただきます。

私は、青木先生から、以下のような学問的刺激を受けております。数点だけ述べさせていただきます。

ます。

1、青木先生は、ホームレスに代表されるような「見える貧困」（顕在化している貧困）とひとり親世帯に代表されるような「見えない貧困」（潜在化している貧困あるいは隠蔽された貧困）の分別を行い、後者の問題について取り上げる重要性について、われわれに注意を喚起しています。それは、ひとり親世帯に注目しそれが新たな貧困世帯を再生産する貧困層の母胎となっているのではないかと考えているからです。

2、そこで、実証研究では、経済的不安定を核として、配偶者の債務、ギャンブル、夫婦間のDV、あるいは親子間の虐待や放置、子どもの不登校などの問題が重層的に連関して出現する構造を明らかにしています。

3、青木先生がこのような考えをもつ理論的前提には、K・マルクス、P・ブルデュー、A・セン等があるかと思います。青木先生は、「資本」という概念を用い、家族にどれだけの資本が投入されているかということに着目しています。これは、生活の「必要」に対しどれだけの「資本」（これは「社会資源」と置き換えてよいかと思います）しているか、また使いこなす社会的スキル（広い意味の教育や生活技術を指している）を獲得しているかということが含意されているのではないかと考えます。ひとり親世帯の生活の「必要」に対しどれだけ「資源」配置されているか、またしなければならないかという観点から、教育政策、社会保障・社会福祉政策、労働政策等をとらえかえしております。

4、青木先生の貧困のとらえ方について、再解釈をします。貧困のとらえ方について、社会的規範とりわけ家族規範と労働規範が貧困のとらえ方に影響を与えているのではないかと考えます。家族規範には夫婦としての規範と親子としての規範があり、二人親世帯を標準とする家族形態はひとり親世帯を異端として扱います。また結婚を永続的なものとしてとらえる考え方は、離別世帯を正統としません。また労働規範は労働能力のある者は何らかの職業についているもの

としてとらえます。これらの考え方は自分たちの生活は、自分たちの家族・労働で支えなければならないという自己責任・家族責任の考え方に立ちます。そこでは、個人を超えた社会的問題を個人の問題として還元させ、貧困問題を社会的問題としてとらえようとはしません。

- 5、その反証として、青木先生は、本報告で発表されている「3 貧困の世代的再生産分析の事例的検証」においては、ひとり親世帯を3つの階層に類型化し、家族形成の困難性や家族基盤の脆弱性などを明らかにし、貧困・不利（不平等）の次世代への移転される状況ならびにその構造的要因について明らかにしています。そして、「貧困からの脱出・克服という視点からみた場合、個人あるいは家族としての『基本財』の不足や不平等と同時に、とくに仕事を通じての、自立への、あるいは教育へのアクセシビリティの不平等（潜在的能力の欠如）の問題がここから推測できる」という分析は肯定できます。以上のことから、青木報告は、次の研究および政策上の意義があるのではないかと考えます。

1つには、ひとり親世帯の実証研究は数多くありますが、これほどひとり親世帯の現状と課題を緻密にかつリアルに真正面から描き出した実証研究は、これまでわが国で例がないということです。

2つには、階級・階層的視点で、女性・児童・家族・貧困の連関について理論的視座を提供しているということです。これは、ひとり親世帯の諸問題を文化あるいは価値・行動と結びつけて考える貧困文化論とその系譜に位置するアンダークラス論の日本的展開に反駁する論証を行っていることです。

3つには、わが国の生活保護制度や児童扶養手当制度をはじめとする社会保障・社会福祉制度、職業の規定要因として機能する教育制度等の実態を析出し、それらの制度が貧困・低所得層を支えると共に、階層を固定化させる作用をしていることも明らかにしています。

このように実証、理論、政策的インプリケーションをもった研究報告であると考えます。

（東京都立大学人文学部教授）